

第4章 おわりに

第1節 基礎研究会の総括

1-1 見直し作業の経緯

普通課程における職業訓練基準の分野別見直しについて、基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。今回の基準見直し分野は、平成26年度以降、4年ぶりとなるものである。今回の見直し対象科は、6分野16系37科である。その中には、実施科がない又は1科～2科しかない科もある。

今回の対象分野は、ものづくり産業の技能・技術に係る基幹分野であるものが少なくものづくり関連では形状や表面に関わるデザイン分野で、食べ物や印刷物、理容・美容や介護など直接的・間接的に人に関わる設置科が多くなっている。また、設置科は多いものの、縁の下の力持ち的な職種である事務関連、今後、高齢化が促進され、より必要となる社会福祉関連など、人材確保が叫ばれている。

今年度の訓練基準見直し対象訓練科に対する都道府県立の訓練施設対象の厚労省アンケートでは、設置科の多い塗装系からの要望や訓練科が少ない園芸サービス系、印刷・製本系、デザイン系、理容・美容系の要望もあった。特に、訓練科の設置が少ない訓練科における設備の細目への要望も思った以上にあった。

民間の認定訓練施設へのアンケートでは、現況の抱える課題として、労働力不足が直に表す人材確保への対応の厳しさを窺うことができた。

基礎研究会の委員については、民間から5名(認定校等5名)、都道府県の指導員等9名、職業大教員3名にお願いした。基礎研究会で取りまとめた見直し案については、訓練基準の改正に資する参考資料として厚労省に提出した。

1-2 訓練基準の運用と課題

別表第二は、普通課程が実施すべき最低限の教科と大きくくりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを普通課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目である。教科の細目では、教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では、標準的な教室、実習場の大きさ等や具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では、照査の範囲等を詳細に示している。各能開施設では、この教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目を参考にしてカリキュラムを作成し訓練を実施している。基盤整備センターのホームページでは、教科の細目に基づく「モデル(標準)カリキュラム」も一部掲載しており、今回の対象訓練科においても、十分ではないものの代表的な訓練科を紹介する。一方、各能開施設で実施しているカリキュラムを公開していくことも重要と考え、昨年同様に第2章3-2「訓練科の紹介」にて事例として紹介してい

るので、是非参考にさせていただきたい。いずれにしても、別表第二の訓練基準を改正するにあたっては、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に関連する十分な調査と議論が重要である。また、訓練基準の見直しに係るアンケートの中で、「認定教科書や技能照査の標準問題集が改訂されていない。」等の要望も多かったので、これらについては、以下の（１）、（２）、（３）で述べることとする。

（１）技能照査について

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格(技能士補)すると技能検定試験の学科が免除される点大きい。特に、認定校では、技能照査→技能検定２級→技能検定１級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合が多い。一方、技能照査は、「技能検定の学科免除のために実施する。」と思われている部分もある。しかし、技能照査は、以下に示す職業能力開発促進法第 21 条及び同法施行規則第 9 条に規定されているように、「教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否か」を判定するものであり、技能検定の学科免除が目的ではない。また、すべての訓練科に対応した技能検定職種があるわけではない。

○職業能力開発促進法 第 21 条

（技能照査）

公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。

２ 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

３ 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○職業能力開発促進法施行規則 第 29 条

（技能照査の基準）

技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受ける者に対して、それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。

参考までに実施要領(平成 10 年度局長通達)を示す。

○対象者（抜粋）

対象者は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者であって、訓練修了時までに、訓練を行うものが定める当該訓練の教科ごとの訓練時間の 80%以上を受講できる見込みがあり、かつ、当該訓練の総時間の 80%以上を受講できる見込みがある者であること。

○照査の範囲(抜粋)

「技能照査の基準の細目」に掲げられた全項目にわたり、各項目に示された技能又は知識の水準に達しているか否かを判定しうる内容のものとすること。ただし、実技試験については、訓練科により細目に掲げられた全項目にわたることが困難な場合には、その一部を実施しなくてもやむを得ないが、この場合にもできる限り多くの項目を包含するよう配慮するものとする。

技能照査の目的は、1-2-(1)で述べたように習得すべき技能又は知識の水準に達しているか否かを判定するものであるが、技能照査に合格すれば当該技能検定の学科試験が免除されるメリットもある。溶接や情報処理系にはもともと検定職種がなく、代わりに公的や民間の資格が存在する。また、かつては実施されていた検定職種も受検者数の減少により、毎年の実施から隔年実施や、さらには廃止に至る職種もあり、時代の変化に伴って新たに実施を行う職種もある。実施状況を踏まえての技能検定の見直しも行われている。平成21年1月『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」に沿って、受検者数の少ない職種においては、順次見直しの対象となり、休止や廃止になっている。例えば、平成30年度には「ブライダルコーディネーター」、「ホテル・マネジメント」職種が新たに追加職種となり、現在、130の技能検定職種がある(内、民間機関実施は19職種)。

表4-1は、今年度の見直し対象訓練科及び技能照査に合格することで技能検定の学科試験が免除される検定職種である。免除職種がある訓練科では、複数の職種の資格取得が可能なものもあり、中でも機械技術科は、非常に多くの関連職種をもつ科である。民間や他行政機関の資格が関係する訓練科としては、溶接科や自動車整備科、情報・通信分野の訓練科がある。

また、図4-1は、今年度の見直し対象科に関連する検定職種の過去8年間の平均受検者数である。今年度の見直し対象の関連の技能検定では、受検者数の平均が100人に満たない職種である金属溶解職種及び縫製機械整備職種は、隔年実施の職種となっている。

休止は、平成29年度に多くの作業(都道府県実施、例 機械加工：立旋盤作業、ボール盤作業 他)が休止されている。また、廃止としては木型製作(模型製作作業)となっている。今年度では、廃止の職種はないが、受検者数の減少している職種においては受検者数の増減を毎年、確認されている。

技能検定では、現在も金属、機械分野に係る検定職種の評価は企業内で有効であり、生産現場の技能評価としての役割は大きい。

表 4 - 1 訓練科に対応した技能検定職種(今年度の見直し対象分野)

訓練系		ファイル 番 号	科 No.	訓 練 科 名	検定職 種番号	学科が免除される技能検定職種
分野	訓練系					
農林	園芸サービス系	1-1	1	園芸科	10	園芸装飾
		1-2	2	造園科	11	造園
	森林系	1.5-1	3	森林環境保全科		—
デザイン	印刷・製本系	24-1	60	製版科	65	製版
		24-2	61	印刷科	66	印刷
		24-3	62	製本科	67	製本
	塗装系	41-1	112	金属塗装科	114	塗装
					115	路面標示施工
					116	塗料調色
		41-2	113	木工塗装科	114	塗装
					115	路面標示施工
					116	塗料調色
		41-3	114	建築塗装科	114	塗装
					115	路面標示施工
					116	塗料調色
	デザイン系	42-1	115	広告美術科	117	広告美術仕上げ
		42-2	116	工業デザイン科		—
		42-3	117	商業デザイン科		—
	写真系	47-1	127	写真科	121	写真
食品	食品加工系	30-1	70	製麺科	74	製麺
		30-2	71	パン・菓子製造科	72	パン製造
					73	菓子製造
		30-3	72	食肉加工科	75	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
		30-4	73	水産加工科	76	水産練り製品製造
		30-5	74	発酵製品製造科		—
	調理系	51-1	133	日本料理科		—
		51-2	134	中国料理科		—
		52-3	135	西洋料理科		—
化学	化学系	39-1	105	化学分析科	108	化学分析
		39-2	106	公害検査科	108	化学分析
サービス	オフィスビジネス系	45-1	120	電話交換科		—
		45-2	121	経理事務科		—
		45-3	122	一般事務科		—
		45-4	123	OA事務科		—
		45-5	124	貿易事務科		—
	流通ビジネス系	46-1	125	ショップマネジメント科		—
		46-2	126	流通マネジメント科		—
	社会福祉系	48-1	128	介護サービス科		—
	理容・美容系	49-1	129	理容科		—
		49-2	130	美容科		—
	接客サービス系	50-1	131	ホテル・旅館・レストラン科		—
		50-2	132	観光ビジネス科		—
	装飾系	53-1	137	フラワー装飾科	127	フラワー装飾
医療	保健医療系	52-1	136	臨床検査科		—

※技能士補として免除される技能検定は該当職種の2級

「—」は免除される技能検定職種がない

のヶ所は設置科の数がゼロ(0)

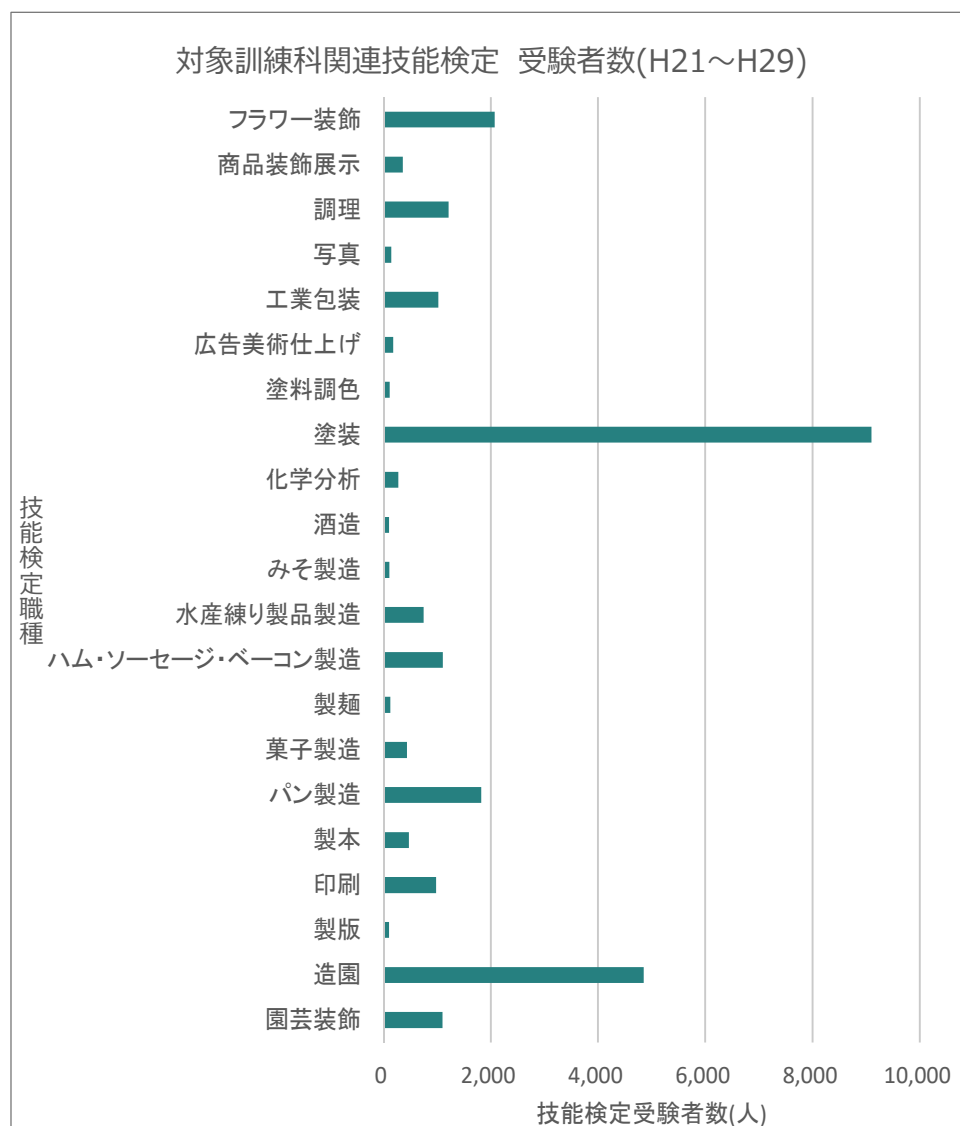


図4-1 対象科に関連した検定職種の受験(申請)者数

景気の緩やかな回復によって、有効求人倍率が1.6倍を超えて、高水準で推移しており、製造業中心に求人が増加している。裏を返せば、製造業等では人材不足であることが表面化している。

慢性的な人材不足として建設業が挙げられているが、近年は、農業、運輸業、介護等でも人材不足が表面化しており、外国人労働者の受入れを認める判断が国会で審議されている。製造現場での人材不足は、会社の倒産にまで影響を及ぼしている。このまま、人材不足が継続すると日本経済はマイナスに落ち込むことになる。

それほどまでに、人材不足なのか、十分に判断する必要がある。賃金を低く抑えて、製品単価に対して労働賃金分を薄くし金額を安価にして販売促進することを前提とした経営判断と賃金体系がもたらした状況である。これは、就業意欲のある者が、低賃金の職場に魅力を感じず、人材が集まらないという状況を描いている。特に、製品価格が

下がれば消費者は購入するため、製造業での製品単価は売れる品かの目安となることから、賃金の上昇による製品単価の高騰にならないように賃金抑制が行われることは、製造業に対しての魅力が若年者層において魅力をなくし、就業しない状況にある。

日本の製造業が、戦後の日本を牽引してきたこともあり、団塊の世代の多くは、製造業に関わる職業に就いていた。今は、生産工程、専門的・技術的職業が 2,000 万人、事務関連、販売、サービス業へ 3,000 万人となっており、これ以外の運搬清掃包装関連で 460 万人を含めるとサービス業は全体の半数以上となり、従来、多かった生産に係る者、つまり製造業関連は全体の 1/3 以下に大幅に減少している（2017 年就業者数 6,530 万人での職業別就業人口）。

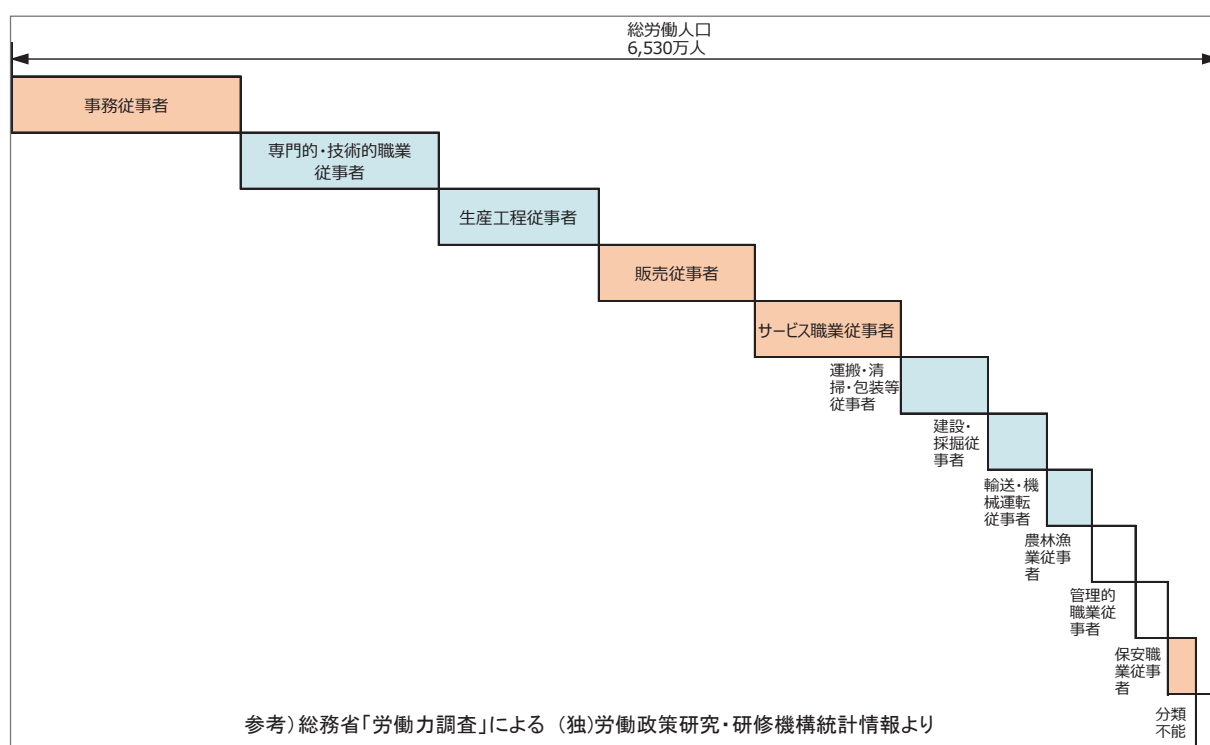


図 4-2 職業別就業者数

併せて、人材不足が慢性的な建設業は、その賃金のあり方が請負制により、下請けに行けばいくほど、賃金が少なくなるため、労働に係る対価が非常に低くなっていることが、大きな要因である。

安易な外国人労働力として受け入れられていた外国人技能実習制度は、評価試験である技能検定との関連を含めた改正が行われ、発展途上の技能技術移転としての位置づけと実習年数との国内資格取得が新たになった。

一方で、就労目的の在留が認められる外国人労働者の「専門的・技術的分野」の在留資格である『技術・人文知識・国際業務』に係る技術分野の見直しへの要望が多く挙げられている。

在留希望の外国人の多くは、中国人で、次いでベトナム人となっている。外国人労働者の受け入れに対しての規制緩和をするときが身近に迫ってきている。

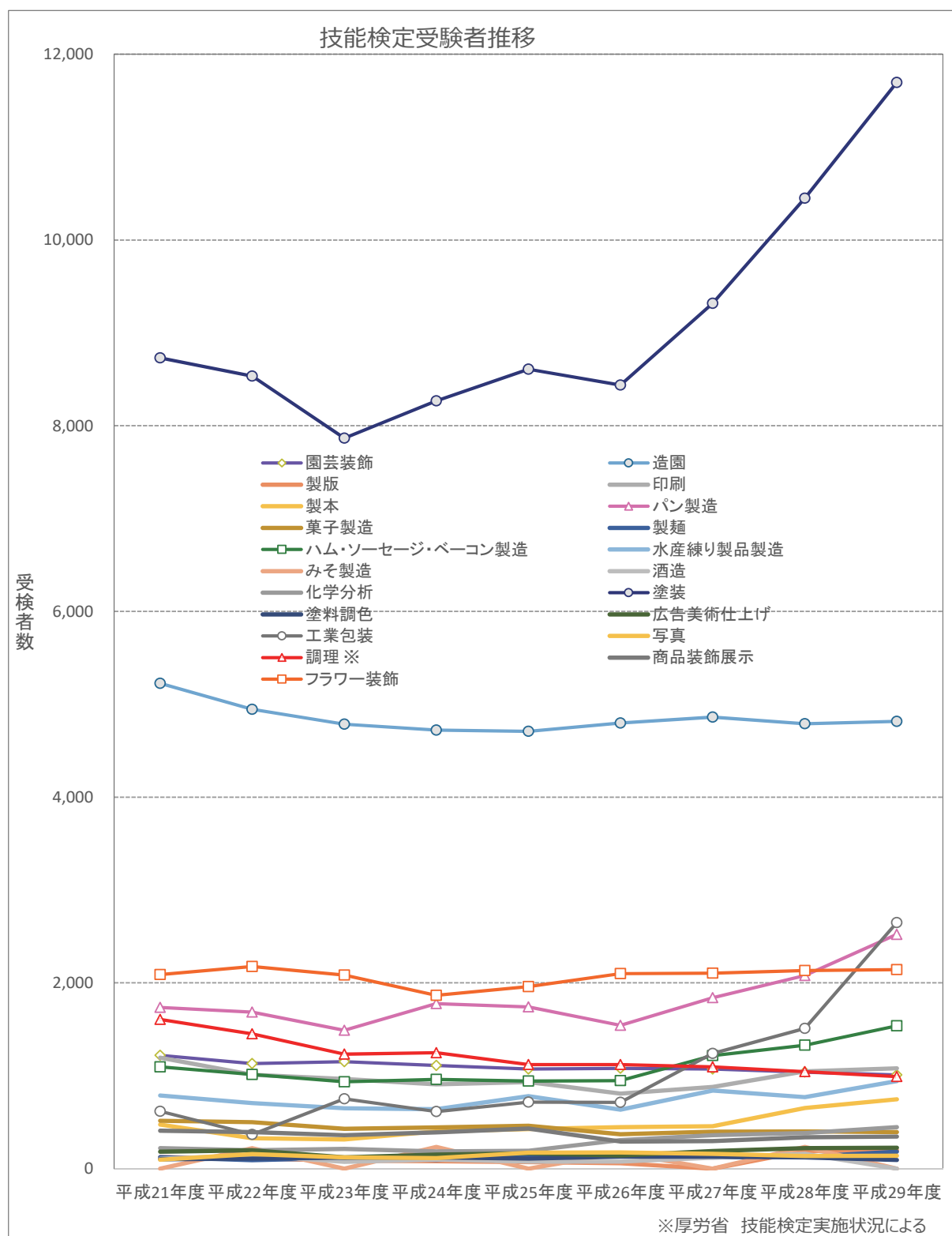


図4-3 関係する職種の技能検定受験者数の推移

技能検定に戻すと、受検者数は近年増加か横ばいの傾向である。今回の見直し対象関連職種では、やはり塗装職種の受験者が格段に多く、造園、フラワー装飾、パン製造、工業包装、ハム・ソーセージ・ベーコン製造と続く。この中で、工業包装の平成 29 年度の受検者数は、例年の受検者数の 4 倍に増加している。これは、平成 29 年 11 月に施行した新たな外国人技能実習制度における在留期間延長の技能実習第 3 号取得に向けた随時 3 級受検者数が加わったことによるところが大きく、それだけ技能実習での受入れが多いことも表している。

技能検定そのものの受検者数は、民間団体の実施の指定試験機関方式 19 職種では受検者数が平成 28 年と 29 年ではほぼ同数で推移しているが、技能検定受検者総数で 2 万人以上増加し、その要因は外国人技能実習者の随時 3 級の受検者の増加によるもので、合格すると在留期間が 5 年に延長される。

製造業従事者においては、団塊の世代の熟練者層が 70 歳を超え、その後継者の育成が顕著となっている。減少していた製造業関連の技能検定受検者数も、徐々にではあるが拡大傾向にあり、人材育成になくってはならない指標としての存在が見られる。図 4-3 は関係する職種の平成 21 年から平成 29 年の受検者数の推移である。

厚労省としては、前述の『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」により、年間平均受検者数が一定の基準(100 人)に満たない職種については、関係団体や国民からの意見等を集約し社会的便益の評価を行った上で、統廃合等を含めた方向性を議論していく一方、技能検定に準じた社内検定認定制度(表 4-2 参照)を設け推奨もしている。平成 29 年 6 月 9 日現在、49 事業主等 128 職種が認定されている。

近年では、株式会社そごう・西武の「販売職」、自動変速機メーカーであるジャトコ株式会社の「自動変速機組立」の他に、技能検定の廃止に伴いその代替の社内検定制度として四国タオール工業組合の「タオール製造」が行われている。このほか、自動車メーカー各社における社内検定や、スーパーイオンの「鮮魚販売加工」、和装の「着付指導」、ペットの「トリマー指導」、化粧品メーカーの「ビューティカウンセラー」等の社内検定の認定や、新たにお茶の「ティーテイスター」と二輪車用機器製造に係る「トリム製品製造装置オペレータ」が社内検定として認定されている。

表 4-2 社内検定認定制度

- ・労働者の職業能力の向上及び合格者に対する社会的評価の向上に資すること等を目的とし、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度である。
- ・ただし、技能検定と競合する職種、英語検定等一般教養を対象として実施される職種、その他人事管理のために選別することのみを目的として実施される検定については除外する。

（３）職業訓練用教科書等について

職業訓練で使用する教科書のうち、厚労省が管轄する「職業訓練用認定教科書制度」によって認定された教科書を認定教科書という。文部科学省の「教科書制度」では、検定済みの教科書を必ず使用しなければならないが、「職業訓練認定教科書制度」は努力義務である。すなわち、職業能力開発促進法では、「公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。」としている。「努めなければならない。」とは、多数の職種への対応、急速な技術革新への対応等には、広く世に流通している専門書等の図書の活用を推し進める必要があるといえる。いわゆる弾力運用の結果である。例えば、情報系の教科書等は、日々発売される新刊図書が活用されている。

表４－３ 教科書の改定

区 分	冊 数
500 部未満	58 冊
500 部以上	38 冊
合 計	96 冊

当機構が著作権を持つ認定教科書は、廃版になったものを含めこれまで 96 冊が出版されている。その内訳を表 4－3 に示す。基盤整備センターでは、これらの認定教科書について改定等のメンテナンスを行っている。具体的には、過去に発行した教科書で、発行部数が多いものを対象に年 4 冊を基本として見直しを行って改定版を発行している。しかし、発売部数が極端に少ない教科書等については、見直しの優先度が低くなっている。アンケートやヒアリングを実施すると「認定教科書の内容が古く、改定してほしい。」との要望が多く寄せられる。しかし、訓練基準の見直しが 4 年に一回行われるのに対し、認定教科書の改定は年に 4 冊と少なく 10～15 年サイクルの見直しとなっている。そのため、教科の訓練基準(細目)が大幅に変更となった場合は、現場において配付プリント等で対応する必要に迫られている。

認定教科書の改定は、訓練で使われるだけでなく技能照査や職業訓練指導員試験の試験問題を作成する際にも関連してくる。理想的には訓練基準の改正に連動して認定教科書の改定等が行われるべきであるが表 4－4 に示すように追いついていないのが現状である。今後も販売数と改定希望が多い認定教科書を優先に改定していくことになる。一方、改定を待つのではなく、団体等が独自に教科書を作成し認定を受ける取組も必要となる。

なお、認定教科書の改定にあたっては、基盤整備センターが厚労省に改定に係る申請とそれに基づいた改定作業を行い、出版委託先から改定版を発売することとしている。著作権等は、機構に帰属している。

表 4 - 4 認定教科書の改定状況 (H21～30)

年度	教科書名	出版社	改定承認日
H21	建築概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23. 8
	建築塗装法	(一社)雇用問題研究会	H22. 2
	電子測定法及び試験法	(一社)雇用問題研究会	
	デザイン概論	(一社)雇用問題研究会	
H22	建築生産概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23. 2
	製図の基礎	(一財)職業訓練教材研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	材料力学	(一社)雇用問題研究会	
H23	送配電及び配線設計	(一社)雇用問題研究会	H24. 2
	電気工事	(一社)雇用問題研究会	
	電気関係法規	(一社)雇用問題研究会	
	溶接法 (旧 溶接 I)	㈱旺文社	
H24	電気工学概論	(一社)雇用問題研究会	H26. 1
	電気工事実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	建築Ⅳ	(一財)職業訓練教材研究会	
	板金工作法及びプレス加工法	(一財)職業訓練教材研究会	
H25	建築Ⅲ	㈱旺文社	H26. 12
	建築Ⅴ	㈱旺文社	
H25	機械製図[基礎編]	㈱旺文社	H26. 12
	機械製図[応用編]	㈱旺文社	
H27	機械工学概論	(一社)雇用問題研究会	H29. 3
	機械材料	(一社)雇用問題研究会	
	電気製図	(一社)雇用問題研究会	
	電気機器	(一社)雇用問題研究会	
H28	電気理論	(一社)雇用問題研究会	H30
	電気材料	(一社)雇用問題研究会	
	機械工作法	(一社)雇用問題研究会	
	木造建築実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
H29	NC 工作概論	(一社)雇用問題研究会	H31
	NC 工作機械[1]	(一社)雇用問題研究会	
	NC 工作機械[2]	(一社)雇用問題研究会	
	生産工学概論	(一社)雇用問題研究会	

H26 については、都合により改定作業を行っていない。

1-3 まとめ

別表第二(訓練基準)に基づく教科、設備、技能照査の各細目について調査研究を行い修正等が必要と思われる個所について見直し提案を行った。

別表第二に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは、総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の訓練時間数について、施設として特徴づける教科の設定として時間数を増減させることや地域ニーズに沿った新たな教科の設定などが可能となっている。あくまで、基準での訓練時間は最低限の時間数であるため、時間数不足が感じられる教科がある場合、この残りの4割の時間数で割り当てることが行われている。

別表第二の教科ごとの標準的な内容や時間数を表したものが「訓練基準の教科の細目」である。別表第二の訓練基準を改正する際の根拠となるものである。「教科の細目」は、「技能照査の基準の細目」に反映されるため相互に見直す必要がある。

一方、別表第二の設備には、「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」である。設備の細目は、標準として示したものではあるが補助金の算定等で使われる。このため、見直し等に関する要望も多い。例えば、指導員用のパーソナル・コンピュータ等を訓練生用の機械に追加してほしいとの要望がある。設備の細目は、基本的には訓練生が使用する機械を表記しているので、訓練生用30台＋指導員用1台のような表記はできない。教室や実習場以外の視聴覚設備や図書室等も同様である。表4-5の職業能力開発関係法・通達集(Ⅲ)では、これらを「その他の設備」としている。

指導員用のパーソナル・コンピュータについても「その他の設備」等として解釈することができると考えるが必ずしも統一されてない。プロジェクト等のプレゼンテーション機器については、できる限り訓練科の要望も勘案しながら訓練用機器として設備の細目に追加してきた。このように明確な規定がない指導員用機械やプレゼンテーシ

表4-5 普通課程の普通職業訓練における設備の細目

第1	<u>訓練科ごとの設備</u>
2	<u>別表の設備の細目の欄のうち名称欄に掲げる製図室、測定実習場、試験機類については、公共職業能力開発施設においてこれらを必要とする訓練科が2以上ある場合は、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り、共通のものとして設置することができるものとする。</u>
3	<u>別表の設備の細目の欄にパーソナル・コンピュータ等のME機器を掲げていない訓練科については、選択によって実施する訓練科目等に応じて必要とするME機器を整備することができるものとする。</u>
第2	<u>その他の設備</u>
	<u>公共職業能力開発施設には、他の訓練課程と共通のものとして、視聴覚設備、保険設備、相談室、学生ホール、図書室、又は運動場等を設けることができるものとする。</u>

ョン機器については、模型等と同様に教示用として教材類の中に入れてはどうかとの意見もある。パーソナル・コンピュータとプリンタは、かつては単独で同数必要とされていたが、ネットワークの普及により、プリンタは共用で教室に1台もしくは2台あれば間に合う。また、CADが普及した現在、A0番の製図器が必要かどうかについても整理が必要と考える。

昨年度の見直し同様、用語の統一や誤字・脱字等についてもチェックしたが、その中でも語句と語句とのつながきを「、」や「及び」、「並びに」との記載がまちまちである。非常に多くの箇所ではこれらの記述が多い。気になる箇所も残されている。

昨年同様の語句の扱いでは、「取り扱い」や「組み立て」等の場合、送り仮名を省略して「取扱い」、「取扱」あるいは「組立て」、「組立」としても使用できるが訓練基準の関係では「取扱い」、「組立て」に統一することとした。ただし、「組立実習」のような場合は、送り仮名を付けないこととした。外来語をカタカナ表記する場合は、「コンピューター」、「モーター」のように3音以上であれば原則として「コンピュータ」、「モータ」とし、3音以内の語句の場合はそのままとした。

技能照査の基準の細目では、程度を表す“知っている”、“よく知っている”あるいは“できる”、“よくできる”といった表現が使われている。この使い分けについては、昨年同様のとらえ方(14ページ「(3)技能照査の基準の細目」を参照)した。しかし、その根拠を求められ、技能照査合格者は技能士補として技能検定二級に関わることから、技能検定2級の細目から“〇〇ができる”と“〇〇がよくできる”の区別を行い、その関連検定がない場合等については、今までどおりの内容に留めた。

いずれにしても、技能照査の基準の細目にある「よく知っている」と「知っている」との区別及び「よくできる」と「できる」の区別については、分野、系を超えて表現や表記をどこまで統一できるか、検討する必要がある。

また、144科のうち約3割の科は設置されていない。他の法令等との関係もあり科の統廃合はすぐには難しいが訓練基準がある限り見直さなければならない。

1-4 謝辞

今年度は4回の基礎研究会を開催し、認定校に対してのアンケート結果や厚労省による都道府県能力開発主管課に対してのアンケート結果及び委員の方々から訓練状況等を訓練基準の見直しに係る情報としました。特に、アンケート調査では、多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等についてお聞きすることができました。併せて、基礎研究会委員としてご出席いただきました委員の方々に深く感謝すると共に、委員の参加にご協力いただきました認定校の関係者の方々及び都道府県の職業能力開発主管課並びに能力開発校に感謝申し上げます。

委員の方には多大なご負担をおかけしました。委員の方々からの現場の状況、訓練の実態等の紹介が訓練基準の見直しに大いに役立ちました。限られた委員の陣容で幅広い訓練分野を見直すには、現場経験と企業等の訪問等の経験のある各委員の意見が何よりも参考となりました。改めて、御礼申し上げます。

【参考文献】

- 1 厚生労働省, “平成 29 年度「技能検定」実施状況まとめ”, 2018-07-27,
<https://www.mhlw.go.jp/content/11806001/000338364.pdf>
- 2 厚生労働省, “検定職種と訓練科及び免許職種（都道府県知事が実施するものに限る）”,
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/kunren-taiou.pdf>
- 3 国立社会保障・人口問題研究所, “日本の将来推計人口(平成 29 年推計)”,
http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf
- 4 総務省統計局, “労働力調査 長期時系列データ”, (1953 年～),
https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_1
- 5 総務省統計局, “日本の統計 第 2 章人口・世帯”, 世帯数と世帯人数推移, 2018-,
<https://www.stat.go.jp/data/nihon/02.html?vm=r>
- 6 日本銀行 全国企業短期経済観測調査(短観), “業況判断”, 2018-12,
<http://www.boj.or.jp/statistics/tk/gaiyo/index.htm/>
- 7 公益財団法人理容師美容師試験研修センター, “理容師美容師過去の試験実施状況”, H12～H29,
<http://www.sb.rbc.or.jp/exam/index.html>
- 8 厚生労働省, “理容・美容のページ”, 理容師・美容師養成施設の教科課程の基準の運用について,
2015-03-31
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>
- 9 経済産業省, “特定サービス産業動態統計調査”, デザイン業、出版業, (2008-07～2014-12),
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result-2.html>
- 10 厚生労働省医薬・生活衛生局, “食品衛生法を取り巻く現状と課題について”, 食品加工関連業種の
施設数推移, 第 1 回食品衛生法改正懇談会資料, 2017-09-06,
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000179054.pdf>
- 11 国民経済計算(GDP 統計), “経済活動別の就業者数”, (2000～2017 年),
<https://www.esn.cao.go.jp/jp/sna/meni.html>

